

新大井川環境管理センター整備・運営事業
入札説明書等に対する質問への回答（第1回）

平成29年11月6日
志太広域事務組合

■入札説明書に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
1	2	II	1	(4)オ (ア)	事業者が行う業務	各種申請及び申請支援として、生活環境影響調査等が記載されております。お考えの内容をご教示願います。	生活環境影響調査の予測値を超過する場合における、再評価が必要となる場合を想定しております。
2	2	II	1	(5)	事業スケジュール(予定)	ア落札者の選定 平成30年2月から仮契約の締結 平成30年4月とありますが、SPCの設立期間はおよそどの程度設けているのでしょうか。	落札者の選定から仮契約の締結までの2ヶ月間程度を想定しております。
3	2	II	1	(5)オ (イ)	本組合が行う業務	「資源化(リン)の有効利用」とありますが、明確な項目がございましたらご教示願います。	要求水準書 第二編 1.3(2)をご参照ください。
4	4	IV	1	(1)ウ	入札参加資格者の備えるべき参加資格要件	「選定されなかった入札参加者の構成企業が事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。」とございますが、「その支援」「協力」とは、受託者からの下請け等による業務の請負も可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	特定事業契約に基づき、構成企業からの下請けについても可能です。
5	4	IV	1	(2)	入札参加者の資格要件	本業務で設置する監理技術者に対して必要な条件を御教示ください。また、設計・建設期間で工場製作期間と工事期間で監理技術者を交代することは可能でしょうか。	監理技術者資格(清掃施設)を有し、工事期間において専任することを条件とします。なお、設計期間と工事期間において交代することを可とします。
6	5	IV	1	(2)	入札参加者の資格要件	カ運営企業の参加資格について(ア)廃棄物処理施設技術管理者と成り得る資格を有する者が1名以上在籍し、本業務に配置することとありますが、運営企業の構成が2者以上の場合、運営期間中は資格を有する者を各者1名ずつ施設に配置しなければならないのでしょうか。もしくは、有するのみで施設には1名だけでよろしいでしょうか。	廃棄物処理施設技術管理者と成り得る資格を有する者を施設に1名配置するようにしてください。
7	6	IV	2	(8)	著作権	落札者以外に入札提案書類の使用等の期間については、落札者の決定までを限度とし、以降の公表に関しては、提案者の同意が必要であると考えてよろしいでしょうか。	落札者の決定以降についても、入札説明書に示した範囲においてのみ使用する場合があります。
8	9	IV	3	(7)イ (イ)	提案書の受付	(イ)入札書の封筒に入札参加者名を表記することとありますが、申請時のグループ名のみ記載でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
9	10	IV	3	(7)イ (ケ)	設計図書	データの提出についてはWordもしくはExcelによるの御指示ですが、図表やイラスト等を用いるため御指示のファイル形式ではサイズが大きくなりすぎ、表示が不安定になる可能性がございます。このためPDF形式による提出に代えさせて頂きたく考えますがよろしいでしょうか。	設計・建設業務に関する提案書、運営業務に関する提案書及び事業計画に関する提案書については、WordまたはExcelにて提出してください。
10	10	IV	3	(7)イ (ケ)③	設計基本数値	計画根拠として、物質収支及び用役収支に係る設計算出根拠のみを提出するものと理解してよろしいでしょうか。また、提出時のサイズはA4版で作成し、その他設計図書のA3版の中に綴じ込むものと考えてよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
11	10	IV	3	(7)イ (ケ)④	図面関係	土木建築に係る一般図(平・断・立面図、仕上表等)の作図は不要と考えてよろしいでしょうか。また、鳥瞰図も不要と考えてよろしいでしょうか。	一般図及び鳥瞰図の作図をお願いします。
12	14	VI	7	(2)	本施設の運営業務に係る対価	変動費として考慮すべき費目は、各社の提案によるものとの理解で宜しいでしょうか。	お見込のとおりです。
13	14	VI	7	(2)	本施設の運営業務に係る対価	「委託料は年4回支払われるものとする」とあります。1回あたりの支払額は、事業者が提案した当該事業年度の委託料を4等分した額と理解してよろしいでしょうか。	固定料金については、四半期あたりの金額を提案してください。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
14	14	VI	7	(2)	本施設の運営業務に係る対価	平成33年度から平成47年度までの間、65,584kl/年を処理することとありますが、実際に運営業務が始まった際には搬入計画をご提示して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	搬入量を事前に示すことはできません。
15	14	VI	7	(2)	本施設の運営業務に係る対価	「なお、平成33年度から平成47年度までの間、65,584kl/年を処理することとして…」とありますが、365日換算では179.6kl/日となります。定格処理能力210kl/日との関連性について、ご教示願います。	提示した処理量には、月変動係数を見込んでいます。
16	14	VI	7	(2)	表 委託料に関して提案を求める事項	様式第15-1号の書式でも同様の記載がありますが、委託費の改定がない限り、固定料金は補修費を合わせて事業年間一定での御支払いと想料してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
17	14	VI	7	(2)	表 委託料に関して提案を求める事項	変動料金は委託費の改定がない限り、し尿、浄化槽汚泥の受入量合計に変動料金単価を乗じた金額での御支払いと想料してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
18	14	VI	7	(3)	物価変動による改定	I _{n-1} /I ₂₉ のいわゆる指標の変動率の如何に拘わらず、毎年改訂があるということでしょうか。ないしは指標の変動率が±0%を超えた場合に改訂があると御考えでしょうか。	指標に変動があった場合は毎年度改定します。改定のための最低変動率は設定しません。
19	14	VI	7	(3)	物価変動による改定	「I ₂₉ ：平成 29 年度の指標値の平均」と記載されていますが、具体的に該当月を御教示願います。(平成29年〇月～〇月、ないしは契約月で判明している指数から最新の過去12ヶ月分 等)	平成29年4月から平成30年3月までの12ヶ月間です。
20	14	VI	7	(3)イ	本施設の運営業務に係る対価	委託料の見直し方法について、以下の3点の質問も含め、事業者決定後の運転管理業務委託契約締結前に、詳細に確認させていただけるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
21	14	VI	7	(3)イ	本施設の運営業務に係る対価	改定に際して、前年度の3月の指数は4月末に発表されるため、当該年度の見なおしは、前年度の数値が出揃う5月度に行い、第1四半期のお支払いまでに当該年度の料金が確定するものと理解してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
22	14	VI	7	(3)イ	本施設の運営業務に係る対価	計算式に採用される各数値の有効数字をご教示願います。	消費者物価指数であれば、公表数値である小数点第1位まで用いることを想定しています。
23	14	VI	7	(3)イ	本施設の運営業務に係る対価	見直しの作業は、事業者が計算書を作成して貴組合に報告することにより、改定されるものと理解してよろしいでしょうか。	組合も確認作業は進めますが、事業者からの計算書提出を求めることを想定しています。
24	14	VI	7	(3)イ	本施設の運営業務に係る対価	物価変動により委託料の見直しを行うことになっているが、見直しを行う基準幅(例±1.5%)は定めないと理解で宜しいでしょうか。	お見込のとおりです。
25	15	VI	7	(4)	リスク管理の方針	事業者・貴組合どちらの責任でないケース、責任の所在が不明のケースについては、貴組合と協議事項になると理解してよろしいでしょうか。	例えば、法令変更リスクは組合負担、不可抗力リスクは組合が主分担となります。その他、特定事業契約書案に示したとおりとします。
26	15	VI	7	(4)	リスク管理の考え方	実施方針の質問回答を踏まえたリスク分担表のご提示をお願い致します。	実施方針に示したリスク分担表は、入札条件としては示しません。リスク分担は、特定事業契約書案に示したとおりとします。
27	15	VI	7	(4)イ	予想されるリスクと責任分担	リスク分担表を御提示願います。	No. 26をご参照ください。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
28	15	VI	7	(4)イ	予想されるリスクと責任分担	運営委託仮契約書に記載されているリスク及びそれ以外のリスクについて、リスク分担表の貴組合の案があれば御提示願います。	No. 26をご参照ください。
29	15	VI	7	(5)	保険	運営委託仮契約書P. 17別紙3にてSPCは火災保険への加入を求められているが、組合が加入する建物災害共済では火災の補償はされないのでしょうか。	全国自治協会（建物災害共済）からの求償に備えるため加入を求めています。
30	15	VI	7	(5)	保険	建物災害共済の保険範囲を御教示下さい。	No. 29をご参照ください。
31	15	VI	7	(5)	保険	「SPCは第三者賠償保険等に加入する」とあります。これに関して、運営企業が加入している第三者賠償保険などで付保してよろしいのでしょうか。	お見込のとおりです。
32	15	VI	7	(5)	保険	「本組合は、…建物災害共済に加入する」とありますが、建物災害共済には火災保険の内容も含まれているものと理解してよろしいのでしょうか。	No. 29をご参照ください。
33	17	VII	6	(1)	運営モニタリング	貴組合にて行われる運営モニタリングの実施頻度についてご教示願います。	原則として月単位を想定していますが、随時モニタリングもあり、頻度は定めません。
34	-					現場を確認したいのですが、現地での説明会開催予定はありますでしょうか。ない場合は、希望すれば現地の確認は可能でしょうか。	現地での説明会開催予定はありません。また、現地確認は、個別の申し出によります。
35	-				入札説明書の位置づけ	平成29年8月24日付けで公表された「新大井川環境管理センター整備・運営事業 実施方針に対する質問及び意見への回答」は本事業の入札公告内容にも適用されると認識してよろしいでしょうか。	実施方針及び当該質問回答書は、入札条件には含めません。

■要求水準書（設計・建設編）に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
36	1	1	1.2	1.2.2	施設規模	コミュニティ・プラント汚泥及び農業集落排水汚泥の搬入割合をご教示願います。	平成33年度推計値にて、コミュニティ・プラント汚泥は2.4%、農業集落排水汚泥は0%になります。
37	1	1	1.2	1.2.3(5)	臭気処理	濃度系統別の各処理方式において、安全性・維持管理の効率性を考慮した提案を行うことは可能でしょうか。	提案を可としますが、臭気防止にかかる要求事項を満足するようにしてください。
38	4	1	1.3	1.3.3(2)6)	都市計画事項等	緑地率ですが、既設緑地も含めて10%と判断してよろしいでしょうか。緑地率10%以上の対象となる敷地範囲を、別紙3にお示し下さい。	別紙3に示す工事範囲内にて緑地率10%以上を確保するようにしてください。
39	4	1	1.3	1.3.3(2)7)	その他	臨港地区の指定に伴い、港湾法第38条第二項に定められた届出以外に考慮すべき協議事項、禁止事項等がありましたらご教示願います。また河川法55条の適用もあるものと考えてよろしいでしょうか、その場合河川区域・河川保全区域をお示しください。	前段につきましては、現状、特にございませんが、諸官庁との協議によります。また、後段につきましては、お見込のとおりであり、河川区域は河川法第6条に示される1号地から3号地、大井川の河川保全区域は河川区域界から18.18mの範囲になります。
40	4	1	1.3	1.3.3(4)1)	敷地周辺設備 電気	施設完成後、既設処理場への電源供給有無、また、供給する場合その期間についてご教示願います。	施設完成前の試運転開始時（受電切替後）より、既設処理場への電力供給が必要となります。また、期間については、試運転開始後から約半年を見込み、その後も配電が可能となるよう計画してください。なお、配電された電力料金は、組合が支払うため、当該電力量が測定可能となるようにしてください。
41	4	1	1.3	1.3.3(4)5)③	その他	受注者が行う放流管の維持管理項目をご教示願います。	定期点検、補修及び内部の清掃を実施してください。
42	4	1	1.3	1.3.3(4)5)③	その他	「放流管については、受注者が維持管理を行う」とありますが、既設放流管の管種、口径、埋設深さ、既設放流槽から西駿河湾放流点迄の放流ルートをお示し下さい。	管種及び口径はVP150、埋設深さは、敷地内は600～1,000です。敷地外及びルートは別紙5をご確認ください。
43	4	1	1.3	1.3.3(4)7)	井水	「既存の井戸を活用する場合は、工事受注者が維持管理を実施する」とありますが、各井戸の様・浚渫状況・使用状況、各井戸ポンプ仕様をお教え下さい。	各井戸の様は、別紙6をご確認ください。なお、浚渫土は特に確認されておらず使用状況は良好です。
44	4	1	1.3	1.3.3(5)③	放流管	放流管の工事範囲をご提示願います。既存の放流管は、既設より本工事用地を経て、西駿河湾まで敷設されているものと判断します。新設放流管の敷設は工事用地内の適切な場所で既存配管に接続するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。接続要領は、別途、参加資格を確認した事業者に資料を配布します。
45	5	1	1.4	1.4.6	生活環境影響評価	生活環境影響調査に示される数値は、本要求水準書に反映されていると判断してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
46	8	1	1.6	1.6.1(2)3)	遵守事項	監理技術者は、設計期間と工事期間で別々の者を選任することは可能でしょうか。	No.5をご参照ください。
47	10	1	1.6	1.6.3(4)4)	施工時間帯	施工時間帯について、「施工時間は原則として8～18時の間」とありますが、準備、片付けは除くと考えてよろしいでしょうか。	準備、片付けを含むものとしてください。
48	10	1	1.6	1.6.4(1)1)	残存工作物及び樹木	「工事用地」とありますが、別紙3の工事範囲と判断してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
49	10	1	1.6	1.6.4(1)2)	残存工作物及び樹木	「施工範囲内の北側にある車庫棟を移設」とありますが、場所については各社提案と考えてよろしいでしょうか。	別紙3の工事範囲内において、各社提案とします。
50	10	1	1.6	1.6.4(1)2)	残存工作物及び樹木	既存施設である車庫棟の移設が困難な場合、仮設建物で代用することは可能でしょうか。	提案を可としますが、現在の保管物を確実に保管できる構造としてください。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
51	10	1	1.6	1.6.4(2)	地中障害物	RC基礎及び鋼矢板以外に地中障害物の存在が確認された場合は、監督員の承諾により受注者の負担において処分するとありますが、処分で発生した費用については別途協議願います。	RC基礎及び鋼矢板の撤去は、事業者の所掌とします。それ以外については、原則、事業者の所掌としますが、協議によるものとします。
52	10	1	1.6	1.6.4(2)	地中障害物	その他に地中障害物の存在が確認された場合は、監督員の承諾において受注者の負担において適切に処分するとあります。確認・想定のため、施設撤去工事発注資料や施工時写真等積算可能な資料を御提示願います。	参加資格を確認した事業者に対し資料を配布するものとします。
53	10	1	1.6	1.6.4(2)	地中障害物	「RC基礎（約70m3）及び鋼矢板（66枚、10m）が埋設されている」とありますが、埋設されている位置をご教示願います。	No. 52を参照してください。
54	10	1	1.6	1.6.4(2)	地中障害物	「その他に地中障害物が確認された・・・受注者の負担において適切に処分する」とありますが、地中障害物は工事約款第18条第1項(4)、(5)に該当する事項であり、第5項により工期若しくは請負代金額の変更に該当するものと考えてよろしいでしょうか。	No. 51を参照してください。
55	10	1	1.6	1.6.4(3)	建設発生土の処分	余剰な残土が生じた場合は受注者の責任において適切に処分することとありますが、建設予定地で土壌汚染は無いものと考えてよろしいでしょうか。	現在、調査中につき未定です。
56	11	1	1.6	1.6.4(9)	仮設物	4)各事務所の面積を80㎡以上とするとありますが、受注者側の現場管理用事務所も80㎡以上とすると解釈すればよろしいでしょうか。	本組合の監督員用事務所は、80㎡以上とし、それ以外は任意計画してください。
57	12	1	1.6	1.6.4(10)7)	施工方法及び建設公害対策	「本組合が撤去する」とありますが、管理事務所等の基礎・杭も撤去されるものと考えてよろしいでしょうか。	管理事務所の解体は本組合が実施しますが、基礎及び杭の扱いは未定です。
58	12	1	1.6	1.6.4(10)7)	施工方法及び建設公害対策	貴組合にて撤去となる「管理事務所」等に近接埋設されている既設配管及び電線管等についても撤去・移設していただけるものと考えてよろしいでしょうか。	既設配管及び電線管等の撤去は未定です。
59	19	1	1.9	1.9.1(8)8)	その他	「水槽類の防食槽」とありますが、防食を施した水槽の機能について保証するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
60	19	1	1.9	1.9.2(3)	性能試験者とその期間	「性能試験期間として少なくとも3日間以上」とありますが、最終日にP30記載の分析項目①放流水質、②排ガス、③騒音、④振動、⑤悪臭を測定することでよろしいでしょうか。	測定日につきましては、お見込のとおりです。なお、測定頻度については、次のとおりとさせていただきます。 ①放流管にて6時間ごとに1回以上 ②運転時間中に排出口にて1回以上 ③要求水準書 第一編 2.3.3 に示す時間帯ごとに1回以上 ④振動 同上 ⑤運転時間中に脱臭装置排出口にて1回以上
61	22	1	1.11	1.11.1(2)	図面類	5)アイソメ図とはどのようなものでしょうか。参考図があれば御教示ください。	等角投影図を意味します。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
62	28	2	2.2	2.2.2(3)	ユーティリティ車両	各車両の想定されている大きさを御教示ください。	参考として次のとおりです。 (1)汚泥搬入関係 1)2t車バキューム車 長さ:6.19m×幅:2.18m×高さ:2.40m 2)4t車バキューム車 長さ:5.86m×幅:2.17m×高さ:2.65m 3)10t車バキューム車 長さ:9.54m×幅:2.49m×高さ:3.05m (2)搬出関係 1)薬品搬出車両(12klタンク車) 長さ:9.86m×幅:2.49m×高さ:2.98m 2)燃料搬出車両(14klタンク車) 長さ:9.11m×幅:2.49m×高さ:2.98m 3)焼却残さ搬出車両(フルトレーラー車) 長さ:17.500m×幅:2.49m×高さ:2.97m (コンテナ2個連結時) 4)沈砂搬出車両(10tパッカー車) 長さ:9.58m×幅:2.49m×高さ:3.5m
63	28	2	2.2	2.2.2(3)3)	焼却残渣搬出車両	①～④の各車両の図面及び仕様をご教示願います。また、なお焼却残渣の積込については各車両ごとに適切な方法を提案するという判断でよろしいでしょうか。	前段につきましては、No.62をご参照ください。 また、後段につきましては、脱却式コンテナにより1回当り概ね8.5t程度の積替を行い民間最終処分場へ搬出を行う計画とします。コンテナへの積込は新施設内で実施するものとし、脱却式コンテナはフルトレーラーにて運搬し、搬出時に空のコンテナ(別紙7)を設置する計画としてください。なお、新藤枝環境管理センターを含めた輸送効率の観点から、脱着式コンテナ1つ分に相当する灰ホップの設置をお願いします。
64	28	2	2.2	2.2.2(3)4)	沈砂等	4)沈砂等の積込みはパッカー車(最大10t)とありますが、パッカー車への沈砂積込みは人力と解釈すればよろしいでしょうか。	貯留槽の引き抜きにより発生した沈砂については、事業者が人力等により搬出車両に積替するようにしてください。
65	28	2	2.2	2.2.2(3)4)	沈砂等	パッカー車(最大10t車)の利用は、①P45沈砂除去洗浄装置で洗浄した砂、②P48細砂除去装置で除去した砂、の搬出に利用されるご計画でしょうか。	両者の搬出を想定しています。
66	30	2	2.3	2.3.2	排出ガス	平成30年4月1日から施行される「改正大気汚染防止法」に基づく水銀大気排出規制についても排出基準を満足させるとの理解でよろしいでしょうか。(新設炉の規制値:30 μ g/m ³ Nが適用と判断してよろしいでしょうか。) また、新設稼働後の搬入し尿等において、水銀及び水銀加工物が混入する可能性及び混入想定量についてご提示願います。	前段につきましては、お見込のとおりです。 後段につきましては、水銀及び水銀加工物が混入があるものとして計画してください。なお、想定量は不明です。
67	30	2	2.3	2.3.3	騒音	敷地境界線は、別紙1に図示されている敷地境界線の位置と判断してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
68	34	2	2.4	2.4.4	焼却残渣	場外搬出处分とありますが、現施設での場外処分方法(運搬業者、運搬車両、運搬頻度、処分業者、処分先)をご教示願います。 なお、別紙4に民間委託事業者名がございましたが、継続採用される予定でしょうか。	運搬業者、運搬車両、運搬頻度、処分業者及び処分先は、各年度の契約相手方によります。なお、想定される運搬車両については、要求水準書第一編 p28に示すとおりです。
69	35	2	2.5	2.5.2(3)	高度処理工程	浄化槽汚泥混入比率の高い脱窒素処理方式(膜利用)において、高度処理工程では[砂ろ過]は不要となります。[]内の記載は参考であり、提案可能なものと考えて宜しいでしょうか。	お見込のとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
70	37	3	3.1	3.1.1(4)	プラント機械設備共通仕様	「機器類の塗装は各社の標準塗装とし、…」と記載されていますが、3.1.12項では「機器類の塗装仕様については、原則として日本下水道事業団編著の「機械設備工事一般仕様書」に準拠し、…」とあります。塗装仕様は汚泥再生処理センターで標準的に採用される仕様であるメーカー標準を正と考えてよろしいでしょうか。	3.1.12項を基準とします。なお、これによらない場合は、組合との協議によります。
71	38	3	3.1	3.1.3(7)	ブロワ及びコンプレッサ類	「原則として防音室に設置する」とありますが、特定施設に該当しない小型送風機及び小型コンプレッサ等の軽微なものについては、運転員に健康上の問題が無いと判断される場合、防音室外の設置としてもよろしいでしょうか。	提案を可としますが、騒音及び振動にかかる要求性能を満足するものとしてください。
72	39	3	3.1	3.1.4(4)	ファン類	運転制御に関連しないファンについては、必要に応じて風量計を設けるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
73	39	3	3.1	3.1.4(7)	ファン類	「原則として防音室に設置する」とありますが、特定施設に該当しない小型ファン等の軽微なものについては、運転員に健康上の問題が無いと判断される場合、防音室外の設置としてもよろしいでしょうか。	No. 71をご参照ください。
74	39	3	3.1	3.1.5(4)	ホッパ、コンベヤ類	「ホッパにはレベル計、同警報計及び重量計を設ける」と記載されていますが、内容量の把握と上限警報の発報が可能な方式として、レベル計と計量装置を併用することよろしいでしょうか。	提案を可とします。
75	39	3	3.1	3.1.5(11)	ホッパ、コンベヤ類	「コンベヤはインバータ制御とし、…」と記載されていますが、制御を必要としないものについては適用外と判断してよろしいでしょうか。（具体例として、上流側ホッパでインバータまたはツインタイマによる排出量調整を行っているもの等）	提案を可とします。
76	39	3	3.1	3.1.5(12)	ホッパ、コンベヤ類	「駆動装置には機械的過負荷保護装置（警報発信付）を設ける」と記載されていますが、維持管理性を考慮し、電気的保護装置（トルクリミッタ、ショックリレー、ショックモニタ、サーマル等）により保護を行うこととしてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
77	41	3	3.1	3.1.7(7)	点検用歩廊・階段	「歩廊、階段の床材は撓みが無く原則としてグレーチング…」と記載されていますが、運転従事者の安全性（部品落下等による災害防止など）を考慮した材料（縞鋼板等）を提案することは可能でしょうか。	提案を可としますが、細部につきましては、組合との協議によるものとします。
78	45	3	3.2	3.2.1(1)4)	構造等	「①計量及び集計操作は自動化し、受入監視室及び中央監視室で印字・集計を行う」とありますが、受入室は映像で監視するものとし、受入監視室を設けないものとして提案してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
79	45	3	3.2	3.2.1(2)	受入室	2車線のうち1車線は10t積バキューム車の搬入時に対応できるようにするとありますが、10t車が1車線で2台同時搬入できるようにすることと解釈してよろしいでしょうか。	10t車がどちらか1車線で1台が受入作業ができるように計画してください。
80	45	3	3.2	3.2.1(2)3)⑤	受入室	「受入室から処理室への出入口には必ず前室及びエアカーテンを設け…」とありますが、前室及び受入室の臭気漏洩対策を十分行った場合、エアカーテンは不要としてもよろしいでしょうか。（低濃度脱臭設備で前室・受入室は強力に臭気吸引されているため、外部への臭気の漏洩は十分に防げるものと考えます）	提案を可としますが、臭気漏洩防止を二重化する観点からエアカーテンの設置は計画してください。

No.	ページ	次項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
81	46	3	3.2	3.2.1(2)3) ⑩	受入室	受入監視室を設けるとのご指示ですが、受入作業に支障がないことを前提とした、業務の効率化を図るための提案（中央監視室にITVモニタ、インターホン、受入データ処理装置の設置など）により、受入監視室を省略することは可能でしょうか。	No. 78をご参照ください。
82	46	3	3.2	3.2.1(3)	受入口	し尿、浄化槽汚泥と別で数量が記載されておりますが、混合受入・処理として計画してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
83	48	3	3.2	3.2.1(6)3)	数量	浄化槽汚泥混入比率の高い脱窒素処理方式において、受入槽はし尿及び浄化槽汚泥を区別することなく安定した処理を行うことができる場合は、混合し尿等として扱って宜しいでしょうか。	No. 82をご参照ください。
84	48	3	3.2	3.2.2	きょう雑物除去設備	きょう雑物除去設備について、当社実績処理フローでは固液分離装置でのきょう雑物除去及び細砂除去が可能のため、破砕機を除き不要となります。宜しいでしょうか。	提案を可としますが、災害時のし尿由来の紙類の増加に対し問題のない構造であることを前提とします。
85	49	3	3.2	3.2.2(2)5)	きょう雑物除去装置	構造等に破砕機の構造等が記載されていると思われます。構造等をご教示願います。	次のとおりとしてください。 ①目詰まりしにくく、点検・清掃が容易な構造とする。 ②接液・接ガス部は、耐食性材質とする。 ③計量タンク（耐食性材質）等により流入量を調整する。 ④スクリーン洗浄装置を設け、目詰まりや油分等の付着に対処できる構造とする。 ⑤ドラム内点検口及び照明を設ける。 ⑥装置内と計量タンクから臭気を捕集する。 ⑦破砕機、夾雑物脱水装置等の関連機器と連動運転を行う。
86	49	3	3.2	3.2.2(4)4)	きょう雑物移送装置	構造等にきょう雑物除去装置機の構造等が記載されていると思われます。構造等をご教示願います。	次のとおりとしてください。 ①密閉構造とする。 ②接物・接ガス部は、耐食性材質とする。 ③内部の点検・清掃が容易な構造とする。 ④装置内から臭気を捕集する。 ⑤破砕機、夾雑物除去装置、夾雑物脱水装置等の関連機器と連動運転を行う。
87	56	3	3.2	3.2.5(1)2) 3.2.5(1)3) 3.2.5(1)4)	貯留設備	「③予備用貯留槽」とありますが、P58「(5)予備貯留槽」と同じものと判断してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
88	56	3	3.2	3.2.5(1)4)	貯留槽	「予備用貯留槽は、3日分以上の容量を見込む。」とありますが、「貯留槽は、3日分以上の容量を見込む。」と読み替えるものと判断してよろしいでしょうか。	予備貯留槽は、3日分以上の容量を見込むものとしてください。
89	58	3	3.2	3.2.5(5)	予備貯留槽	予備貯留槽の必要容量については各社提案としてよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
90	60	3	3.3	3.3.2(1)4)	脱窒素槽	「運転MLSS濃度は、6,000mg/lを標準とする」とありますが、処理方式及び運転方法により運転MLSS濃度を提案するものと判断してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
91	60	3	3.3	3.3.2(1)4) ⑤	脱窒素槽	運転MLSS濃度について、6000mg/Lを標準とすると記載がありますが、膜分離方式採用のため、処理と膜性能に適切な濃度を設定して宜しいでしょうか。	No. 90をご参照ください。
92	75	3	3.4	3.4.3(4)	処理水槽	容量が洗浄水量の1.5回分以上とするとありますが、活性炭吸着塔の逆洗水については活性炭原水槽の水を用いるとし、処理水槽を設けないものとした提案でもよろしいでしょうか。	提案を可とします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
93	79	3	3.6	3.6.1	汚泥処理設備	汚泥濃縮設備とありますが、P1の1.2.3(2)主処理方式でご指示の膜分離(膜利用)では汚泥濃縮槽等の設備が不要になります。汚泥濃縮設備は必要に応じて設けると判断してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
94	83	3	3.6	3.6.2(6)4	脱水汚泥ホッパ	「[搬出車両への積み込み]に見合ったものとする」とありますが、非常時等に焼却処理しない場合の対応と判断してよろしいでしょうか。	緊急時搬出室から臭気を引き抜ける構造としてください。
95	86	3	3.6	3.6.3(7)4②	灰貯留設備	「焼却灰を灰貯留設備以外に保管する場合は…」とありますが、灰貯留設備以外にも灰を貯留するか否かは受注者にて提案するものと考えてよろしいでしょうか。	灰貯留設備は、10tダンプ車が搬出するために適した計画(貯留ホッパ)としてください。
96	96	3	3.9	3.9.1(1)	取水設備	「既存井戸を活用せず」とありますが、既存井戸を活用する場合の条件をお示し下さい。	試運転期間から運営期間終了まで事業者が責任を持って維持管理することが条件となります。
97	96	3	3.9	3.9.2(2)	用水設備	「除鉄・除マンガン設備(必要に応じて設ける)」とありますが、既設井戸水の水質分析結果をお示し下さい。	別紙8に示します。
98	97	3	3.9	3.9.3	生活用水受水槽	生活用水受水槽は「3.9.2 用水設備」に設ける受水槽を兼用させてもよろしいでしょうか。	提案を可としますが、プラント系と生活系の槽類は、分けて計画してください。
99	100	3	3.10	3.10.2(9)	配管関係(臭気系統)	臭気関係の配管は「SUS管」とありますが、汚泥再生処理センターでは塩化ビニール製の採用が一般的です。また臭気配管内では臭気中の硫化水素等に起因した強酸性かつ湿潤状態に置かれることが多く、SUS管では溶接箇所やねじ込み箇所での腐食が懸念されるため、SUS管の採用は焼却設備付近の高熱に晒される部分に限定し、その他部分につきましては塩ビ管を採用してもよろしいでしょうか。	臭気配管につきましては、提案を可とします。
100	103	4	4.1	4.1.1(3)3	電圧等	二次側電圧400Vとのご指示ですが、機器故障時の部品納期等が長期になり、機器の更新時の費用も高額になるなど運営管理上の問題も生じるため、二次側電圧を200Vとする、もしくは200Vを基本として大容量負荷のみを400Vとする提案は可能でしょうか。	200V系と400V系が混在する場合、メンテ上の混乱を考慮し協議によるものとします。なお、大容量の負荷は、400V系としてください。
101	104	4	4.1	4.1.4(2)	動力設備	「動力制御盤には必要に応じて電力計、電流計、指示計又はマルチメーター、表示ランプ、操作スイッチ等を設け…」とありますが、表示ランプ及び操作スイッチは、タッチパネル方式を提案することは可能でしょうか。	提案を可としますが、基本表示ランプ、操作スイッチは負荷毎に取付けてください。
102	104	4	4.1	4.1.5(2)	動力配線	「ダクト、ラックは屋内SUS製、屋外SUS製を原則」とありますが、一般的に入手可能で「建築設備設計基準」でも指定されている、高耐蝕性鋼板製、アルミ製、溶融亜鉛めっき製を周辺雰囲気に合わせて選択し採用することは可能でしょうか。	提案を可としますが、ダクト、ラック、配管の材質については各設置場所の室条件により耐食性耐久性を重視して選定し、組合と協議し決定してください。
103	108	4	4.2	4.2.1(5)3	テレビ監視装置	設置場所が「受入室、管理棟及び中央制御室」とありますが、受入室にカメラ、管理棟及び中央制御室にモニターを設置すると判断してよろしいでしょうか。また管理棟が合棟の場合は中央制御室への設置のみでよろしいでしょうか。	前段及び後段ともお見込のとおりですが、管理棟の中でも、大研修室においては、見学者向けに中央制御室と同様のモニタ映像が閲覧可能となるように計画してください。
104	116	5	5.4	5.4.2(1)6	意匠及び仕上計画	「焼津市のコンセプト」とありますが、具体的な条例や指針等をご教示願います。	焼津市のまちづくり、景観、環境関連条例及び各種計画等を参照してください。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
105	119	5	5.5	5.5.3(6)	大会議室	「室を2分割できる構造とする」とありますが、内1室を(7)項の小会議室と兼用としてもよろしいでしょうか。	室を2分割可能な大会議室と小会議室は、別に計画してください。
106	122	5	5.7	5.7.4(2)	駐車場工事	見積仕様書時の質疑回答において、一般車用駐車場は身障者用スペースを含めて15台程度とありますが、本要求水準書でも同様の考え方でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
107	122	5	5.7	5.7.4(5)1)	場内整備工事	公用車が3台とありますが、公用車とは普通乗用車と判断してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
108	123	5	5.7	5.7.5(5)	さく井工事	さく井工事において取水のうち、400 ^m を隣地の野鳥園へ送水する計画とし、必要な管路を敷設するとありますが、400 ^m とは1日当たりと解釈してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
109	123	5	5.7	5.7.5(5)	さく井工事	「・・・野鳥園へ送水計画とし、必要な管路を敷設する」とありますが、管路の始点及び終点、経路、敷設の仕様（管種・口径・埋設深さ）等をご教示願います。	参加資格を確認した事業者に対し資料を配布するものとします。
110	123	5	5.7	5.7.5(5)	さく井工事	「取水のうち、400 ^m を隣地の野鳥園に送水する」とありますが、400 ^m を超える水を送水した場合、支障の有無をご教示願います。	特にごさいません。
111	123	5	5.7	5.7.5(5)	さく井工事	「取水のうち、400 ^m を野鳥園に送水する」とありますが、400 ^m の単位（日当たり、月当たり等）をご教示願います。	No. 108をご参照ください。
112	125	6	6.5		説明用調度品及び説明用パンフレット	説明用調度品の型式及び説明用パンフレットの数量をご指示願います。	前段につきましては、提案によります。後段につきましては、供用開始時点において1,000部を揃えるようにしてください。
113	別紙3					新施設完成時、既設施設への電源供給は必要でしょうか。必要な場合、電圧、電気容量など必要条件をご教示願います。	No. 40をご参照ください。

■要求水準書（運営・維持管理編）に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
114	2	1	1.3	(1)3	議会及び住民への説明支援	「議会及び住民への説明に必要な資料作成等の支援を行う。なお、必要となる費用は受注者の負担とする。」とありますが、受注者の負担すべき費用について想定されているものを具体的にご教示願います。	資料作成及び打ち合わせに要する経費を想定してください。
115	2	1	1.3	(2)2	循環型社会形成推進交付金申請	「申請等に関わる手続きは本組合が実施するが、受注者は・・・事後評価等に協力するものとする。また申請の際に発生する費用は、受注者の負担とする。」とありますが、受注者の負担すべき費用について想定されているものを具体的にご教示願います。	必要に応じ、組合が行う事後評価の報告にかかる諸官庁への協議にかかる費用（資料提供など）を想定してください。
116	2	1	1.3	(2)3	議会及び住民への説明支援	『説明に必要な資料作成等の支援を行う。なお、必要となる費用は受注者の負担』とありますが、支援費用の積算をするにあたり、どの様な作成支援業務があるのか御教示下さい。	運営管理状況を説明する日月報類や各種測定結果の提供に要する費用を想定しております。
117	2	1	1.3	(2)3	議会および住民への説明支援	ここで示す住民とは本施設周辺に居住する地元住民との理解でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
118	2	1	1.3	(2)4	資源物（リン）の有効利用に係る実務	『受注者は資源化したリンの売却をはじめ、市民への無料配布など実務全般を行う』とありますが、貴組合はどの様な売却をお考えか御教示下さい。また、市民への無料配布についても、新施設での無料配布なのか、それとも新施設以外の場所へリンを運び配布するのか、どの様な配布をお考えか御教示下さい。	本組合は、リンの売却については、次の所掌を考えています。 ①売却先の選定 事業者 ②売値の設定 組合（①を踏まえ決定） ③売却契約 組合 売却を行った余剰分については、新施設にて、配布を希望する焼津市民又は藤枝市民に無償対応を考えております。
119	2	1	1.3	(2)4	資源物（リン）の有効利用に係る実務	『受注者は資源化したリンの売却をはじめ、市民への無料配布など実務全般を行う』とありますが、P.19 5.7資源化業務においては保管までとのされている。資源物に係わる業務の範囲を明確に御教示ください。	No.118をご参照ください。
120	2	1	1.3	(2)4	資源物（リン）の有効利用に係る実務	市民へ無料配布する場合、資源物は有価物として取り扱えるものと考えて宜しいでしょうか。	お見込のとおりです。
121	2	1	1.3	(2)4	資源物（リン）の有効利用に係る実務	入札説明書P2において、資源物（リン）の有効活用については貴組合が行う業務として記載があり、事業者が実施する実務ではないものと理解しますがいかがでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
122	3	1	1.4	1.4.4	関係官庁への報告・届出	「本組合が、関係官庁へ報告、届出を必要とする場合、本組合の指示に従い、受注者は必要な資料・書類の速やかな作成・提出をする。なお、関連する経費は全て受注者が負担するものとする。」とありますが、受注者の負担すべき費用について想定されているものを具体的にご教示願います。	諸官庁との打ち合わせ資料の作成及び協議に要する費用を想定してください。
123	4	1	1.4	1.4.7(6)	労働安全衛生・作業環境管理	『日常点検、定期点検の実施において、労働安全・衛生上、問題がある場合は施設の改善を行う』とありますが、多々の立合検査完了後の施設でどの様な問題が発生すると想定されているのか御教示下さい。また、施設の改善に伴う費用は別途受注者に支払われるものと考えて宜しいでしょうか。	厚生労働大臣の定める作業環境評価基準を満たさない事案（著しい騒音、酸欠雰囲気など）を想定しております。 なお、当改善にかかる費用は、事業者の負担とします。
124	4	1	1.4	1.4.7(8)	労働安全衛生・作業環境管理	健康診断の結果を貴組合へ報告するとありますが、個人情報保護法に抵触する恐れがありますので、就業の可否程度の報告と考えてよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
125	4	1	1.4	1.4.9(3)	急病等への対応	『AEDを本事業施設に設置する。』とありますが、設置場所、個数に指定はありますか。ある場合はご指示願います。	管理棟の玄関に1箇所を基本に提案によるものとします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
126	5	1	1.4	1.4.10(2)	災害発生時の協力	震災、大震災との表記がありますが、大震災として具体的に想定されている地震・津波がありましたらご教示願います。	静岡県第4次地震被害想定に示される程度を想定しております。
127	5	1	1.4	1.4.10(2)	災害発生時の協力	「災害ごみ処理をはじめ、本組合の支持する必要な支援を実施すること。」とありますが、災害ごみとはどのようなものを想定されていますでしょうか。また、処理にかかわる費用については別途ご負担いただくと考えてよろしいでしょうか。	主に仮設トイレ由来又は不適正処分されたし尿を想定しております。詳細につきましては、焼津市災害廃棄物処理計画をご参照ください。なお、費用につきましては、お見込のとおりです。
128	8	1	1.5	1.5.4(1)5)①	本施設の性能に関する条件	『保証値を満たすこと』とあるが、保証値とは本書第一編1.9.2のうち(1)から(6)までと考えて宜しいでしょうか。	要求水準書 第一編1.9.1のうち(1)から(6)に加え、事業者が提案により追加した性能基準も含まれます。
129	8	1	1.5	1.5.4(2)5)	本業務の引継ぎに関する条件	『運転指導は必要な資格を有するものが実施する』とありますが、必要な資格とはどのような資格を想定しているのか御教示下さい。	廃棄物処理施設技術管理者資格を有する運営責任者としてください。
130	10	2	2.1	2.1.1	計画処理量	「要求水準書 第一編 2.2.1に示すとおり」とありますが、運営期間中（平成33年度～平成47年度）に適用されると考えてよろしいでしょうか。他に将来予測等のデータがございましたらご教示願います。	前段につきましては、お見込のとおりです。後段につきましては、入札説明書に示すとおりです。
131	12	2	2.3	2.3.1(3)	その他	『月に1回以上、自主的に測定し』とありますが、第三者機関による計量証明書は不要と考えて宜しいでしょうか。	排ガスに限らず、第三者機関による計量証明書は、必要とします。
132	12	2	2.3	2.3.1(3)	その他	「自主的に測定し本組合に報告する。」とありますが、測定結果は計量証明を必要としない自主的な測定結果であると理解してよろしいでしょうか。	No. 131をご参照ください。
133	12	2	2.3	2.3.2	排出ガス	排出ガスの自主測定頻度について月1回以上の御指示ですが、測定頻度については、設備の稼働状況に変更が無ければ大気汚染防止法により定められた頻度とすることは可能でしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
134	13	2	2.3	2.3.2(6)	その他	『月に1回以上、自主的に測定し』とありますが、第三者機関による計量証明書は不要と考えて宜しいでしょうか。	No. 131をご参照ください。
135	13	2	2.3	2.3.2(6)	その他	「自主的に測定し本組合に報告する。」とありますが、測定結果は計量証明を必要としない自主的な測定結果との理解でよろしいでしょうか。	No. 131をご参照ください。
136	13	2	2.3	2.3.3	騒音	測定頻度については設備の稼働状況に変更が無ければ、適宜最適な測定回数をご提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
137	13	2	2.3	2.3.3 2.3.4 2.3.5	その他	騒音、振動、悪臭の測定は月1回4箇所程度とありますが、測定場所は協議により決定するものと判断してよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
138	13	2	2.3	2.3.3(4)	その他	『月に1回4箇所程度』とありますが、自主的な測定（計量証明書は不要）と考えて宜しいでしょうか。また、また、騒音について貴組合への報告は不要と考えて宜しいでしょうか。	前段につきましては、No. 131をご参照ください。また、組合への報告をお願いします。
139	13	2	2.3	2.3.4	振動	測定頻度については設備の稼働状況に変更が無ければ、適宜最適な測定回数をご提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
140	13	2	2.3	2.3.4(3)	その他	『月に1回4箇所程度』とありますが、自主的な測定（計量証明書は不要）と考えて宜しいでしょうか。また、振動について貴組合への報告は不要と考えて宜しいでしょうか。	No.138をご参照ください。
141	13	2	2.3	2.3.5	悪臭	『月に1回4箇所程度』とありますが、自主的な測定（計量証明書は不要）と考えて宜しいでしょうか。また、悪臭について貴組合への報告は不要と考えて宜しいでしょうか。	前段につきましては、No.131をご参照ください。また、組合への報告をお願いします。
142	14	2	2.3	2.3.5(2)	脱臭装置排出口	分析頻度は月1回1箇所と考えて宜しいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
143	15	2	2.3	2.3.5(3)	放流水	分析頻度は月1回1箇所と考えて宜しいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
144	15	2	2.3	2.3.5(3)	放流水	「(3)放流水」は、「(3)臭気指数」と読み替えてよろしいでしょうか。	放流水の特定悪臭物質濃度になります。
145	16	2	2.4	2.4.1	沈砂	場外への搬出業務は貴組合の所掌業務とし、SPCの業務範囲外と考えて宜しいでしょうか。（搬出車両の準備や管理、沈砂の処分費を含め）	お見込のとおりです。
146	16	2	2.4	2.4.1 2.4.4	沈砂・焼却残渣	沈砂及び焼却残渣は「場外処分とする」とありますが、現状では別途委託業者が袋詰めをした沈砂及び焼却残渣を貴組合が用意した車輛により、現状と同様の方法で業務を行うとの理解でよろしいでしょうか。	沈砂及び焼却残渣は、事業者が組合の用意する車両に積み替え後、組合が搬出し処分するものとします。
147	16	2	2.4	2.4.4	焼却残渣	『焼却灰を熱灼減量5%以下、飛灰中のダイオキシン類を3ng-TEQ/g以下』とありますが、搬出毎の測定が必要なのでしょうか。また、上記の値を超過した場合の取扱はどの様にお考えか御教示下さい。	前段につきましては、搬出ごとの測定は不要とします。後段につきましては、設備及び運転方案をはじめ改善をSPCに要求します。
148	16	2	2.4	2.4.4	焼却残渣	場外への搬出業務は貴組合の所掌業務とし、SPCの業務範囲外と考えて宜しいでしょうか。（搬出車両の準備や管理、残渣の処分費を含め）	お見込のとおりです。
149	17	3	3.2		資格者の配置	電気主任技術者配置について外部委託も可と考えて宜しいでしょうか。	提案を可としますが、諸官庁との協議を行う他、外部委託条件の適合がわかる書類提出するようにしてください。
150	17	3	3.2		資格者の配置	「電気主任技術者は必ず配置する」とありますが、自家用電気工作物の保安管理業務を外部委託する場合には、電気主任技術者の配置は不要と考えてよろしいでしょうか。	電気主任技術者は、必ず配置してください。
151	18	4	4.2	(2)	計量	「本組合及び搬出入業者はその記録を渡すことを可能とする」とありますが、計量システム及びその構成によっては、維持管理性、利便性を考慮し、必ずしも記録を渡す必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	搬入業者への報告書として、計量伝票の提出を義務付けているため、紙印刷が頻繁に可能となるよう計画してください。
152	18	4	4.4		資源化物（リン）の配布	『資源物(リン)について、売却を行う。』とありますが、資源物は貴組合の所有物である為、販売した代金の取り扱いは貴組合の所掌と考えて宜しいでしょうか。（販売代金(現金等)に係るもの全て）	No.118をご参照ください。
153	18	4	4.4		資源化物（リン）の配布	『市民に対して無料配布を行う。』とありますが、貴組合は無料配布する場所をどこに想定されているのか御教示下さい。	新施設を想定しております。
154	18	4	4.4		資源化物（リン）の配布	売却する場合、売値は貴組合にて検討されると理解してよろしいでしょうか。また、売上は貴組合の収入となるのでしょうか。	No.118をご参照ください。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
155	18	4	4.4		資源物（リン）の配布	資源物（リン）の売却先については、受注者により選定するものと考えてよろしいでしょうか。また、荷姿、1袋当たりの数量、年間売却数量等規定があれば、ご教示願います。	前段につきましては、No.118をご参照ください。また、後段のうち、荷姿及び1袋当たりの数量については、組合との協議により決定し、年間売却数量等規定は、リンの生成可能量により決定する予定です。
156	18	4	4.4		資源物（リン）の配布	資源物（リン）は市民に対して無料配布を行うとありますが、焼津市在住の方のみ対象との理解でよろしいでしょうか。また市民か否かの確認方法についてご教示願います。	前段につきましては、焼津市及び藤枝市在住の方を対象とします。また、後段につきましては、今後決定する予定です。
157	18	4	4.5		受付時間	受付時間外にも受付業務を行う可能性の記載がありますが、どの程度の時間を想定しているのでしょうか。また、既存施設での実績があれば御提示願います。	受付時間終了後、30分程度を想定していますが、実績につきましては、現在のところ、道路渋滞などにより、年に数回確認されています。
158	19	5	5.6	(1)	排出物の性状分析	資源物（リン）の分析管理を行う様記載がありますが、どの様な性状分析及び分析頻度を想定しているのか御教示下さい。	肥料取締法公定規格の性状について、10トン以下のロット毎を想定してください。
159	19	5	5.6	(1)	搬出物の性状分析	資源物（リン）の分析頻度についてご教示願います。	No. 158をご参照ください。
160	19	5	5.6	(2)	排出物の性状分析	焼却処分対象物の分析管理を行う様記載がありますが、どの様な性状分析及び分析頻度を想定しているのか御教示下さい。	要求水準書 第二編 2.4.4 焼却残渣に示す内容に加え、水分、大型不燃物割合、大型不燃物中の金属割合、大型不燃物除去試料の熱しやく減量及び焼却残渣の熱しやく減量について月次にて確認してください。また、この他に放射性物質（ヨウ素131、セシウム134及びセシウム137）について年4回測定を実施してください。
161	19	5	5.6	(2)	搬出物の性状分析	飛灰等の焼却・処理対象物の分析頻度についてご教示願います。	No. 160を参照してください。
162	19	5	5.7	(2)	資源化業務	「保管したリンは全量本組合が引き取る」とありますが、P2, 1.3 (2) 4) には「受注者は資源化したリンの売却をはじめ、市民への無料配布など実務全般を行う」とあります。どちらが正かご教示願います。	No. 118をご参照ください。
163	20	6	6.1		備品・什器・物品・用役の調達	水質試験に用いる分析器具類については、水質試験室に備え付けのものを借用可能と考えて宜しいでしょうか。	既存施設に備え付けのものは借用せず、事業者が建設期間中に備え付けたものを利用してください。
164	20	6	6.5		補修計画の作成	補修計画の見直しにより、補修費に変更が生じた場合、費用清算の対象となるのか御教示下さい。（計画の見直しに伴う費用の増減について）	計画の見直し内容及び原因によります。
165	20	6	6.3 6.4 6.5		報告書の提出	点検・検査計画、点検・結果報告書、補修計画の作成と提出について期限が定められていませんが、速やかに提出するとの理解でよろしいでしょうか。	点検・検査計画及び補修計画は、各年度提出し、それに基づく点検・結果報告書等は、月次にて実績報告することを基本としてください。
166	21	6	6.7	(1)	精密機能検査	精密機能検査は受注者が直接実施することも可能と考えて宜しいでしょうか。	第三者機関によるものとしてください。
167	22	6	6.10	(1)	改良保全	改良保全に関する計画提案が有効と認められた場合は、発生した費用は清算頂けると考えてよろしいでしょうか。	有効か否かの協議によります。
168	22	6	6.9	(1)	長寿命化計画の作成	「本業務期間を…作成する」とありますが、15年+1年を業務期間としたライフサイクルコストを考えた場合、予防保全よりも事後保全の方がLCCが安くなると判断できる機器の場合は事後保全+更新を採用するとの理解でよろしいでしょうか。	予防保全を前提とし、運営期間終了時に要求水準書に示す基本性能を満足することとしてください。
169	23	7	7.2	(3)	環境保全計画	「本組合に送信する」とありますが、メールでの送信との理解でよろしいでしょうか。	「本組合に提出する。」としてください。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
170	26	9	9.1	(1)	清掃	清掃の範囲は新設する施設のみと考えて宜しいでしょうか。（既設処理設備は業務範囲外）	お見込のとおりです。
171	26	9	9.3		警備・防犯	夜間の警備は機械警備による外部委託と考えて宜しいでしょうか。	お見込のとおりです。
172	26	9	9.3		警備・防犯	警備の範囲は新設する施設のみと考えて宜しいでしょうか。（既設処理設備は業務範囲外）	お見込のとおりです。

■落札者決定基準に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
173	8	V	4	(2)	入札価格に関する事項	算定式がありますが、本事業は貴組合で定めている低入調査制度を設けられているのでしょうか。	最低制限価格は設けませんが、下記のとおり低入札価格調査制度を適用します。 ①調査基準価格：建設工事請負契約、運営委託契約ごとに上限金額の90% ②失格判断基準：上記契約ごとに調査基準価格の80% ③契約保証金：上記契約ごとに調査基準価格を下回る金額で契約した場合、建設工事請負契約は請負代金の30%以上、運営委託契約は年間委託料金額の30%以上 ④その他 別紙志太広域事務組合新環境管理センター整備・運営事業に係る低入札価格調査取扱要領のとおり
174	-				最低制限価格の設定について	本入札は、「志太広域事務組合最低制限価格取扱要領（平成29年8月1日施行）」に準拠されているものと理解して宜しいでしょうか。具体的な設定について周知願います。 また、設定については同要領、第3条1項に記載の算出方法にて設定されているものと理解して宜しいでしょうか。	No.173をご参照ください。

■様式集に対する質問への回答

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
175	様式第14-3号	(3)	③		資源物の有効利用	回収したリンの売却方法について提案する様記載されているが、リンの売却はSPCの業務範囲内なのでしょうか。【要求水準書：第二編運営及び維持管理編のP18、4.4資源物(リン)の配布】には組合の所有物との記載があります。資源物の定義とその取扱いを明確に御教示下さい。	No. 118をご参照ください。
176	様式第14-7号				委託料内訳書	補修費の定義を御教示下さい。	施設の補修等に要する費用を想定しています。
177	様式第14-7号				委託料内訳書	その他の定義を御教示下さい。	他項目に含まれない内訳を想定しています。
178	様式第14-7号				委託料内訳書	予備品費の記載がありませんが、不要でしょうか。委託料内訳書に追記の場合は、予備品費の定義を御教示下さい。	記入欄が不足する場合は、適宜追加してください。項目名については内訳がわかるよう記載してください。
179	様式第14-7号				委託料内訳書	消耗品費の記載がありませんが、不要でしょうか。委託料内訳書に追記の場合は、消耗品費の定義を御教示下さい。	No. 178をご参照ください。
180	様式第14-7号				委託料内訳書	法定点検費の記載がありませんが、不要でしょうか。委託料内訳書に追記の場合は、法定点検の項目を御教示下さい。	No. 178をご参照ください。
181	様式第14-7号				委託料内訳書	定期点検費の記載がありませんが、不要でしょうか。委託料内訳書に追記の場合は、定期点検の項目を御教示下さい。	No. 178をご参照ください。
182	様式第14-7号				委託料内訳書	各水槽の浚渫や槽清掃に伴う汚泥処分、各水槽の防食塗装補修等は本見積の範囲外と考えて宜しいでしょうか。	委託料に含まれます。
183	様式第14-7号				委託料内訳書	「※年間の費用については、平均的な一年間の費用を記述」とありますが、「平均的」の意味を御教示願います。	15年間の平均に修正します。
184	様式第14-7号				委託料内訳書	「※平成29年度価格（消費税及び地方消費税を除く。）で記述」とありますが、ここで示す平成29年度価格が、委託料改定の基準（入札説明書P.14のP i）になるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
185	様式第14-7号				委託料内訳書	「単位：千円」となっていますが、本様式と入札書（様式第8号）や事業計画に関する提案書（様式第15-1号）との整合は取れなくても良いとの理解でよろしいでしょうか。	当該様式は、委託料の費用構成を確認する様式であり、様式第8号や様式第15-1号とは、考え方の整合は求めますが、金額の一致は求めません。
186	様式第14-8号				委託料固定料金内訳書	「※費用については、平均的な一年間の費用を記述」とありますが、「平均的」の意味を御教示願います。	No. 183をご参照ください。
187	様式第15-6号				1 損益計算書	入札説明書 p 14 （2）に記載の「平成 33 年度から平成 47 年度までの間、50,187k1 /年を処理することとして入札価格を算定すること。」とありますが、長期収支計画書の「営業収入」の変動費は、事業年間の15年間 50,187k1 /年 の同一処理量で、し尿5kL/日、浄化槽汚泥155kL/日の比率とした金額で記載すると考えてよろしいでしょうか。	当該様式の営業収入についても、平成 33 年度から平成 47 年度までの間、65,584k1 /年を処理することとしてください。なお、将来、し尿及び浄化槽汚泥の比率に変動があっても組合は、その総量に対して支払うものとします。
188	様式第15-6号				1 損益計算書	長期収支計画書の「営業収入」において、事業年間の15年間 の固定費は、補修費、保守点検費などのSPCの原価は年度で変動しても、この金額は平準化（一律化）した同一額として記載すると思料してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
189	様式第15-6号				1 損益計算書	長期収支計画書の「営業費用」において、事業者の裁量において提出してよろしいでしょうか。	組合の委託料（固定料金）は各年度同一額となりますが、管理・運営費が年度で変動する場合は、その変動する金額を記載してください。

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
190	様式第15-6号				E I R R	(EIRR欄について) 事業終了まで配当は行わない方針ですが、エクセルのIRR関数を用いて試算した結果、解が得られませんでした。そのような場合、EIRR欄は空欄としてもよろしいでしょうか。	配当を行わない期間のEIRRについては、お見込のとおりです。
191	様式第15-6号				備考3	「千円未満切捨てで記入」とありますが、本様式と入札書（様式第8号）や事業計画に関する提案書（様式第15-1号）との整合は取れなくても良いとの理解でよろしいでしょうか。	端数切捨てによる不一致については、お見込のとおりです。

■基本協定書（案）に対する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	質問への回答
192	3	1			S P C の設立	SPCの本店所在地を施設完成後に施設所在地に移転させることは可能でしょうか。	原則として認めません。
193	3	1			S P C の設立	取締役会以外の機関設定に関しては、事業者の任意と判断してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。なお、会社法の規定に服することにご留意ください。
194	3	3	(2)		S P C の設立	構成員の出資比率に制限は無いと考えて宜しいでしょうか。	お見込のとおりです。ただし第3号の定めには従ってください。

■基本仮契約書（案）に対する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	質問への回答
195	6	2	(2)		S P Cの運営	SPCの本店住所地を運営開始後、業務を行う施設内に設置することは可能でしょうか。	原則として認めません。
196	6	2	(7)		S P Cの運営	代表企業の株式保有比率が最大であれば、その他構成企業の株式保有率に制限は無いと考えて宜しいでしょうか。	お見込のとおりです。

■建設工事請負仮契約書（案）に対する質問への回答

No.	約款	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	質問への回答
197	工事	28	3			第三者に及ぼした損害	第三者に損害が生じた場合で、発注者、受注者いずれの責にも帰さない事由や、いずれの責に帰すのか不明な事由については、貴組合と協議させて頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	本項の適用場面であれば協議に応じます。
198	工事	49	50			あっせん 又は調停 仲裁	貴組合との間で紛争が生じた場合、静岡県建設工事紛争審査会のあっせん又は調停を受けることとし、そこでも解決の見込みがない時は同審査会の仲裁判断に服するとありますが、基本契約書第16条には、紛争が生じた場合、貴組合の事務所の所在地を管轄する地方裁判所にて行うとの記載がありますし、また本契約書第2条10項にも地方裁判所で行うとの記載があります。本契約書第7条に契約書間に矛盾又は齟齬がある場合、基本契約書、建設工事契約書の順に解釈が優先されるとあるので、紛争の解決は地方裁判所で行うとも読めますが、工事約款上の紛争と基本契約上の紛争は対象が異なり相互に齟齬がないと解釈し、建設工事において紛争が生じた場合は、やはり静岡県建設工事紛争審査会にて行うとの解釈でよろしいでしょうか。	基本契約書と建設工事請負契約との関係はお見込のとおりであり、建設工事請負契約上の紛争は、静岡県建設工事紛争審査会のあっせん又は調停を受けることとなります。

■運営委託仮契約書（案）に対する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	質問への回答
199	-					運営委託仮契約書(案)には委託業務の所掌範囲やリスク分担、費用負担区分、委託料の変更基準(電気や薬品等の物価変動や処理量変動)等の記載がありません。受託者と別途協議等があるものと考えて宜しいでしょうか。	本契約に定めのない事項は、協議になります。なお、本契約が委任している書類に定めがある場合には、その定めが有効になりますのでご注意ください。
200	4	2			契約の保証	「調査基準価格」とありますが、詳細は後日ご提示されるものと考えてよろしいでしょうか。 なお、建設工事についても同様に「調査基準価格」の設定があるものと判断してよろしいでしょうか。	No.173をご参照ください。
201	23	1			業務の履行責任	「理由の如何を問わず」とありますが、発注者、受注者いずれの責にも帰さない事由や、いずれの責に帰すのか不明な事由については、貴組合と協議させて頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	本項のただし書きに該当する場合又は発注者の責めに帰すべき事由であることを受注者が明らかにした場合に限り、発注者は協議に応じます。
202	26	1			第三者への賠償	第三者に損害が生じた場合で、発注者、受注者いずれの責にも帰さない事由や、いずれの責に帰すのか不明な事由については、貴組合と協議させて頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	発注者の責めに帰すべき事由であることを受注者が明らかにした場合に限り、協議に応じます。
203	31	3	(1)	イ	法令変更によって発生した費用等の負担	消費税率の変更は本条の範囲に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	含まれません。委託料の改定により対応します。
204	35	4			発注者の解除権	貴組合に支払う違約金は、同条2項における独禁法上の排除措置等が確定した当該年度の業務委託料の10%(契約保証金相当額)と理解してよろしいでしょうか。	本条第2項による解除の場合であっても、第4項の適用があります。